

食品中の放射性物質の 対策と現状について

厚生労働省健康・生活衛生局

● 食品中の放射性物質を管理する仕組み

- 基準値の設定
- 検査体制
- 基準値を上回った場合の対応

● 食品中の放射性物質の検出状況

- 検査結果
- 流通食品での調査

■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（平成23年3月17日～24年3月31日）
厚生労働省薬事・食品衛生審議会、食品安全委員会、放射線審議会での議論を踏まえ、基準値を設定（平成24年4月1日～）



■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始（平成23年3月18日～）
原子力災害対策本部において、地方自治体が策定する検査計画に対するガイドラインを策定（平成23年4月4日）



■ 基準値を超過する食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄



■ 食品の出荷制限等

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（平成23年3月21日～）



■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など

■ 食品中の放射性物質に関する基準値

- 食品中の放射性物質の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会※が指標としている、**年間線量1ミリシーベルト**を踏まえるとともに、食品安全委員会による食品健康影響評価を受け、厚生労働省薬事・食品衛生審議会等での議論を踏まえて設定している。

※FAO（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機関）が共同で設置した、国際的な食品規格を策定する政府間機関



放射性セシウムの基準値

（平成24年4月～現在）

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

（単位：ベクレル/kg）

令和6年4月1日に、食品衛生基準行政は、消費者庁に移管されました。

■ 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（1）

○検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（ガイドライン）

- ・平成23年4月4日 原子力災害対策本部策定
最新の知見を反映して適宜改正しており、直近では令和8年3月30日に改正
- ・国が検査対象都県に対象品目、検査頻度等を設定
放射性セシウムが高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査

厚生労働省



- ・検査対象都県に対し、検査計画の策定、検査の実施を通知
(検査対象以外の自治体に対しては、検査を実施する場合の参考として通知)
- ・検査結果は、厚生労働省にて取りまとめ、すべて公表

令和8年2月までの検査結果等を踏まえて以下について設定

- 対象自治体：17都県
- 対象品目
 - ・基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目（野生のきのこ類・山菜類等）
 - ・飼養管理の影響を大きく受ける食品（乳、牛肉）
 - ・生産資材への影響の状況から、検査が必要な食品（原木きのこ類）
 - ・水産物
 - ・出荷制限の解除後の品目 等
- 対象区域・検査頻度：放射性セシウムの検出状況、出荷等の実態に応じて実施

参考：検査対象自治体及び検査対象品目①

(別表1) ①栽培/飼養管理が困難な品目群

【検査対象自治体】

栽培/飼養管理が困難な品目群は、管理の困難性等を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

		青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
基準値超の品目	野生のきのこ・山菜類等	●	◎	□	◎	◎	●	□	□	□	□	□	□	□	◎	◎	◎	●
	野生鳥獣の肉類	□	●	●	◎	□	◎	●	□	◎	□	□	□	□	□	□	□	□
	内水面魚種	—	—	—	□	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基準値1/2超の品目	野生のきのこ・山菜類等	□	●	□	●	□	□	□	□	●	□	□	□	□	□	□	●	□
	野生鳥獣の肉類	□	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	内水面魚種	—	—	—	□	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

直近1年間(令和7年4月1日から令和8年2月28日まで)の結果に基づき分類

◎: 基準値超過が検出されたもの。

●: 基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)

□: 対象品目の管理の困難性(野生のきのこ類・山菜類等)、移動性(野生鳥獣の肉類)、出荷制限の設定状況等(水産物)を考慮し検査が必要なものの。

—: 直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

※別表(1)又は(2)に掲げる自治体においては、検査対象として指定されていない他の品目についても、必要に応じて検査を実施。以下、原木きのこ類及び栽培/飼養管理が可能な品目群においても同じ。

参考：検査対象自治体及び検査対象品目②

(別表1) ②栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類

【検査対象自治体】

栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類は、生産資材への放射性物質の影響の状況を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
原木きのこ類	▲	●	▲	▲	▲	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

直近1年間(令和7年4月1日から令和8年2月28日まで)の結果に基づき分類

- ：基準値の1／2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)
- ▲：生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要なもの。

■ 参考：検査対象自治体及び検査対象品目③

(別表2) 栽培/飼養管理が可能な品目群(原木きのこ類は除く。)

【検査対象自治体】

直近3年間の検査結果に基づき、基準値の1／2を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

	宮城県	福島県
野菜類等	●	—
果実類	—	●
米	—	■

※飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目のうち、乳の検査は福島県において、牛肉の検査は岩手県、宮城県、福島県及び栃木県(別添4の1の(2)を満たす場合を除く。)において実施する。

直近1年間(令和7年4月1日から令和8年2月28日まで)の結果に基づき分類

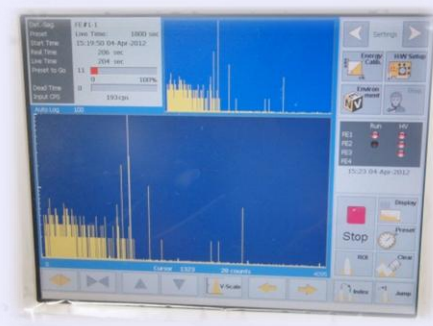
- ：基準値の1／2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)
- ：別添において検査対象となっているもの。
- ：直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

■ 食品中の放射性物質に関する検査の手順

精密な検査(①)と、効率的なスクリーニング検査(②)を組み合わせる実施

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
- ② ・ NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法
 ← 短時間で多数の検査を実施するため導入
 ・ 非破壊検査法を用いた放射性セシウムスクリーニング法

<測定の流れ>



※非破壊検査法では、細切を行わず測定が可能。



【参考】 検査の信頼性確保のために

正確な測定には、測定機器や試料の正しい取扱いが必要

測定機器の取扱い

1. 測定日毎にバックグラウンドを測定し、通常の範囲を超えて上昇していないことを確認する。
2. 測定日毎に空の測定容器を用いてブランクを測定し、分析系に放射性物質の汚染が無いことを確認する。
3. 定期的に標準線源を用いて校正を行う。
4. 測定日毎にエネルギーのスケールがずれていないことを確認する。

試料の取扱い

1. 試料を測定容器に詰める際には、特に検出器付近に空隙ができないように留意する。
2. 試料による分析系の放射性表面汚染、あるいは試料間の汚染が起こらないように留意する。特に検出部位の汚染を防ぐため、検出器をポリエチレン袋で覆う、測定容器の外側に試料を付着させない等の措置を講じる。
3. 測定容器をくりかえし使用する場合は、測定容器の内側にポリエチレン袋を入れて試料を充填するなど、測定容器の汚染を防ぐ措置を講じる。
4. 試料の取り違えを防止するための措置を講じる。

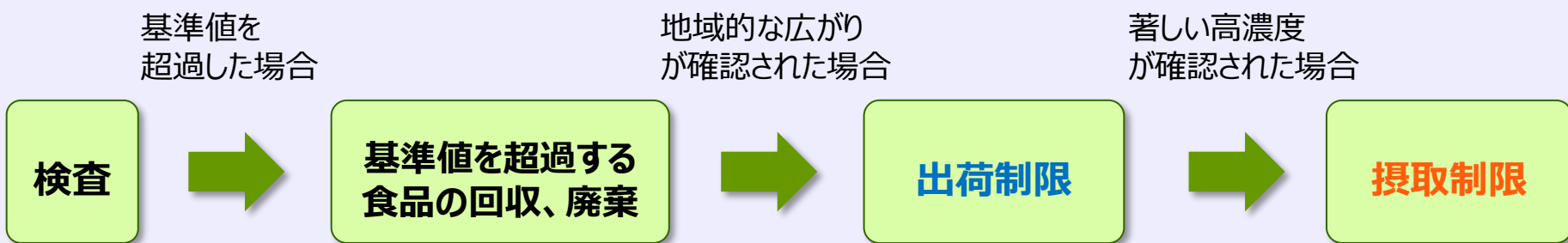
正しい測定法は、通知「食品中の放射性物質の試験法について」等により、自治体や検査機関に周知している。

■ 基準値を上回ったときの対応：出荷制限・摂取制限

- 原子力災害対策特別措置法に基づく指示
- 地域的な広がりが確認された場合に「**出荷制限**」
- このうち、著しく高濃度の値が検出された場合は「**摂取制限**」

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がりが確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。



*検査は主として出荷前の段階において実施されている。
基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のもものがほとんどであり、廃棄等の適切な措置が取られる。

■ 出荷制限の解除

● 原子力災害対策特別措置法に基づく指示

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該県からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ県内を複数区域に分割が可能。

解除に向けた検査

直近 1 か月以内の検査結果が、1 市町村当たり
3 か所以上、すべて基準値以下など。

出荷制限の解除

出荷制限の一部解除（当該区域の出荷制限は維持）

出荷・検査体制の構築

基準値を超える食品が出荷されない体制※が
構築されていることが確認できる場合

出荷制限の一部解除

※ 県が定めた出荷・検査方針により、対象品目を適切に管理・検査する体制が整備され、全数検査により基準値を下回ったものを出荷する等

■ 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品 (令和8年9月末時点)

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、非結球性葉菜類(ホウレンソウ・コマツナ等)、結球性葉菜類(キャベツ等)、アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー・カリフラワー等)、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。) ^{注2} 、タケノコ、ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)、ウド(野生のものに限る。)、クサソテツ(こごみ)、コシアブラ、ゼンマイ、ウワバミソウ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、フキ、フキノトウ(野生のものに限る。)、ワラビ、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、米(平成23・24・25・26・27・28・29・30年産、2019年産、令和2・3・4・5・6・7・8年産) ^{注1} 、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、アユ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。)、フナ(養殖を除く。)、牛の肉、クマの肉 (全域) イノシシの肉、カルガモの肉、キジの肉、ノウサギの肉、ヤマドリ肉、シカの肉 ^{注1}
青森県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) ^{注3}
岩手県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培) ^{注1} 、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、コシアブラ、ゼンマイ、ワラビ(野生のものに限る。) (全域) シカの肉 ^{注1} 、クマの肉、ヤマドリ肉
宮城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) ^{注1} 、キノコ類(野生のものに限る。) ^{注4} 、タケノコ ^{注4} 、コシアブラ ^{注4} 、ゼンマイ、タラノメ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) イノシシの肉 ^{注1} 、クマの肉、シカの肉 ^{注1}
山形県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) (全域) クマの肉 ^{注1}
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、コシアブラ(野生のものに限る。)、キノコ類(野生のものに限る。) (全域) イノシシの肉 ^{注1}
栃木県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培) ^{注1} 、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)、コシアブラ(野生のものに限る。)、サンショウ(野生のものに限る。)、ゼンマイ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。) (全域) イノシシの肉 ^{注1} 、シカの肉
群馬県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)、コシアブラ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。) (全域) イノシシの肉、クマの肉、シカの肉 ^{注1} 、ヤマドリ肉
埼玉県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、イノシシの肉 ^{注1}
新潟県	(一部地域) コシアブラ(野生のものに限る。)、クマの肉 ^{注1}
山梨県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
長野県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) ^{注5} 、コシアブラ、シカの肉 ^{注1}
静岡県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)

【注1】 県の管理下のもとで出荷するものについて一部解除

【注2】 うち、一部地域のナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケ及びマツタケ（一部地域では、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケ、ナメコ、ナラタケ、ムキタケ、クリタケ及びマイタケに限る）を除く 【注3】 うち、一部地域のナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、クリタケモドキ、ハタケシメジ及びムラサキシメジを除く

【注4】 うち、一部地域の県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケ、ナメコ、ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、タケノコ及びコシアブラを除く

【注5】 うち、一部地域のマツタケを除く



● 食品中の放射性物質を管理する仕組み

- 基準値の設定
- 検査体制
- 基準値を上回った場合の対応

● 食品中の放射性物質の検出状況

- 検査結果
- 流通食品での調査

■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づき検査を実施

平成23年3月18日～平成24年3月31日	137,037件、うち暫定規制値超過	1,204件 (0.88%)
平成24年4月1日～平成25年3月31日	278,275件、うち基準値超過	2,372件 (0.85%)
平成25年4月1日～平成26年3月31日	335,860件、うち基準値超過	1,025件 (0.31%)
平成26年4月1日～平成27年3月31日	314,216件、うち基準値超過	565件 (0.18%)
平成27年4月1日～平成28年3月31日	340,311件、うち基準値超過	291件 (0.09%)
平成28年4月1日～平成29年3月31日	322,563件、うち基準値超過	461件 (0.14%)
平成29年4月1日～平成30年3月31日	306,623件、うち基準値超過	200件 (0.07%)
平成30年4月1日～平成31年3月31日	299,424件、うち基準値超過	313件 (0.10%)
平成31年4月1日～令和2年3月31日	284,931件、うち基準値超過	166件 (0.06%)
令和2年4月1日～令和3年3月31日	54,412件、うち基準値超過	127件 (0.23%)
令和3年4月1日～令和4年3月31日	41,361件、うち基準値超過	157件 (0.38%)
令和4年4月1日～令和5年3月31日	36,309件、うち基準値超過	135件 (0.37%)
令和5年4月1日～令和6年3月31日	43,618件、うち基準値超過	162件 (0.37%)
令和6年4月1日～令和7年3月31日	45,897件、うち基準値超過	193件 (0.42%)
令和7年4月1日～令和8年3月31日	38,162件、うち基準値超過	89件 (0.23%)

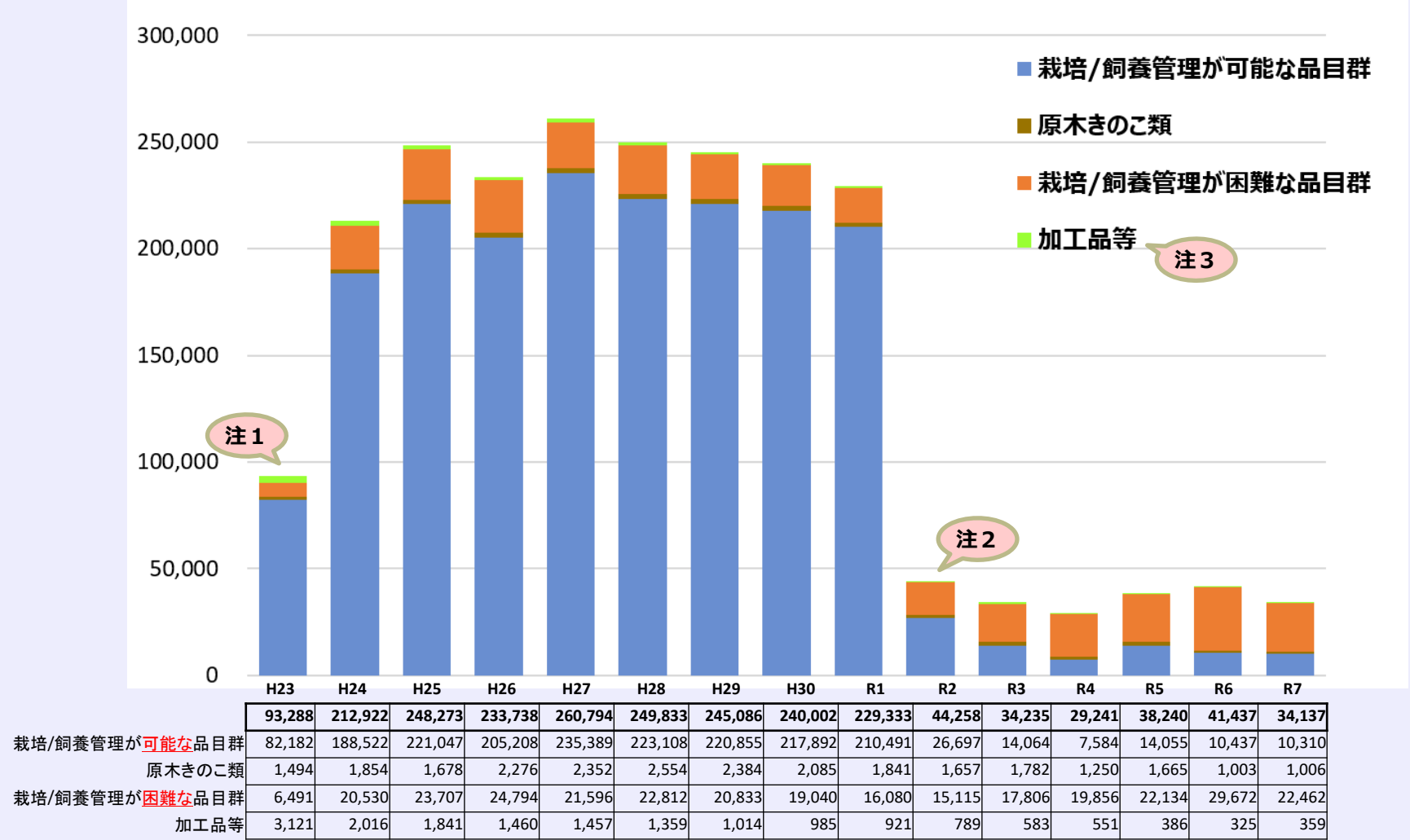
※主にガイドラインが対象とする17都県において、出荷前に実施された検査結果（出荷制限品を含む）。流通品やガイドラインが対象とする17都県以外の自治体で実施された検査件数を含む。

令和2年度に検査件数が減少した主な理由は、岩手県、宮城県、福島県、栃木県産牛肉の全頭検査が終了したためである。



■ 検査の結果（１）

□ 検査点数の推移



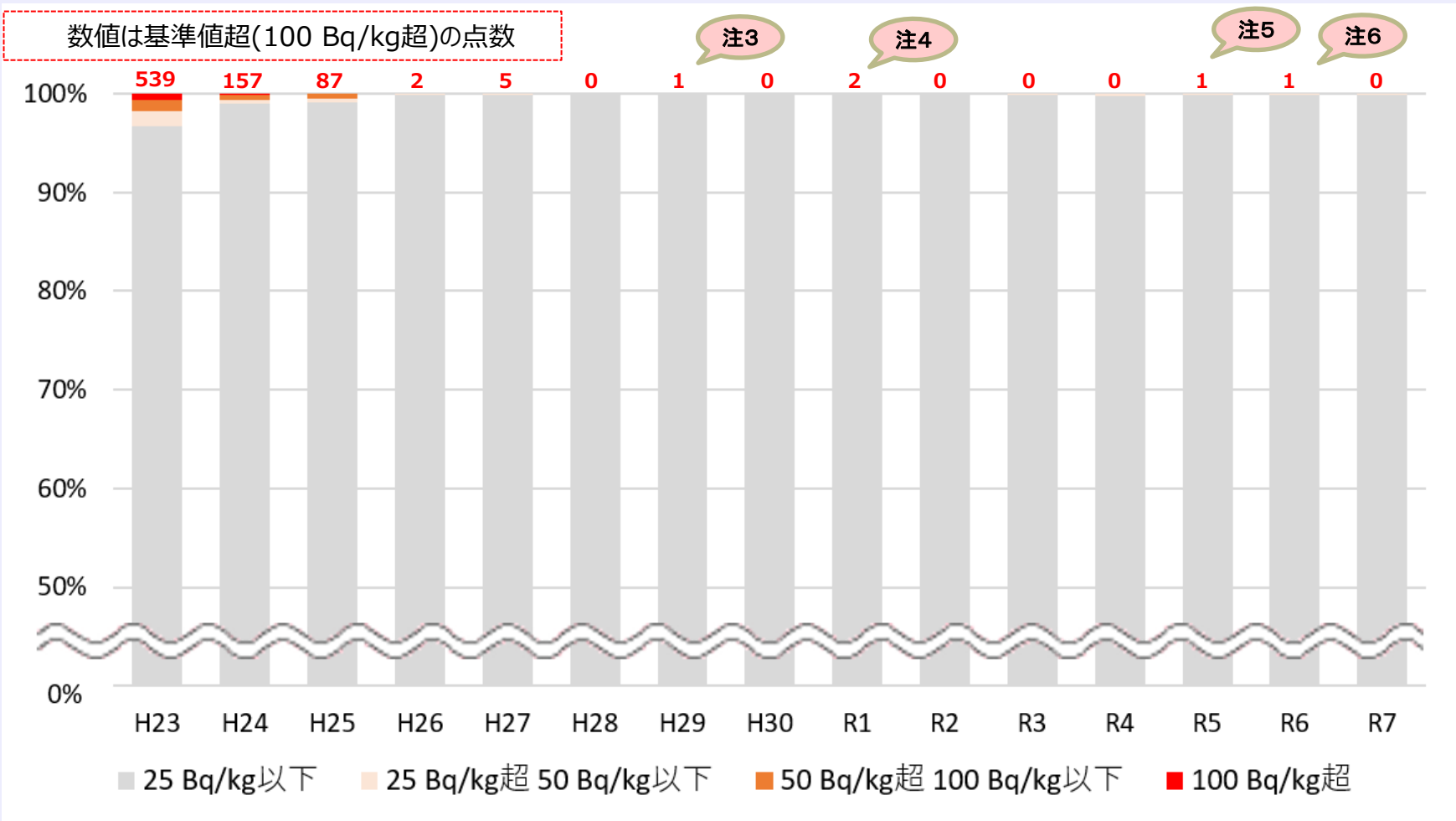
注 1 平成23年 3 月検査分を含む

注 2 令和 2 年度から牛肉の取扱いを見直し、肉類の検査を効率化
(肉類の検査点数：約20万点→約 2 万点)

注 3 農林水産物を乾燥させたり、漬けるなどしたもの

■ 検査の結果（2）

□ 濃度別点数^{注1}の推移（栽培/飼養管理が**可能な品目群**^{注2}）



注1：検出限界値未満のものは25 Bq/kg以下として集計

注2：基準値が一般食品と異なる原乳・茶は除く

注3：現在は伐採されているクリの樹木であり、今後も出荷されることはない

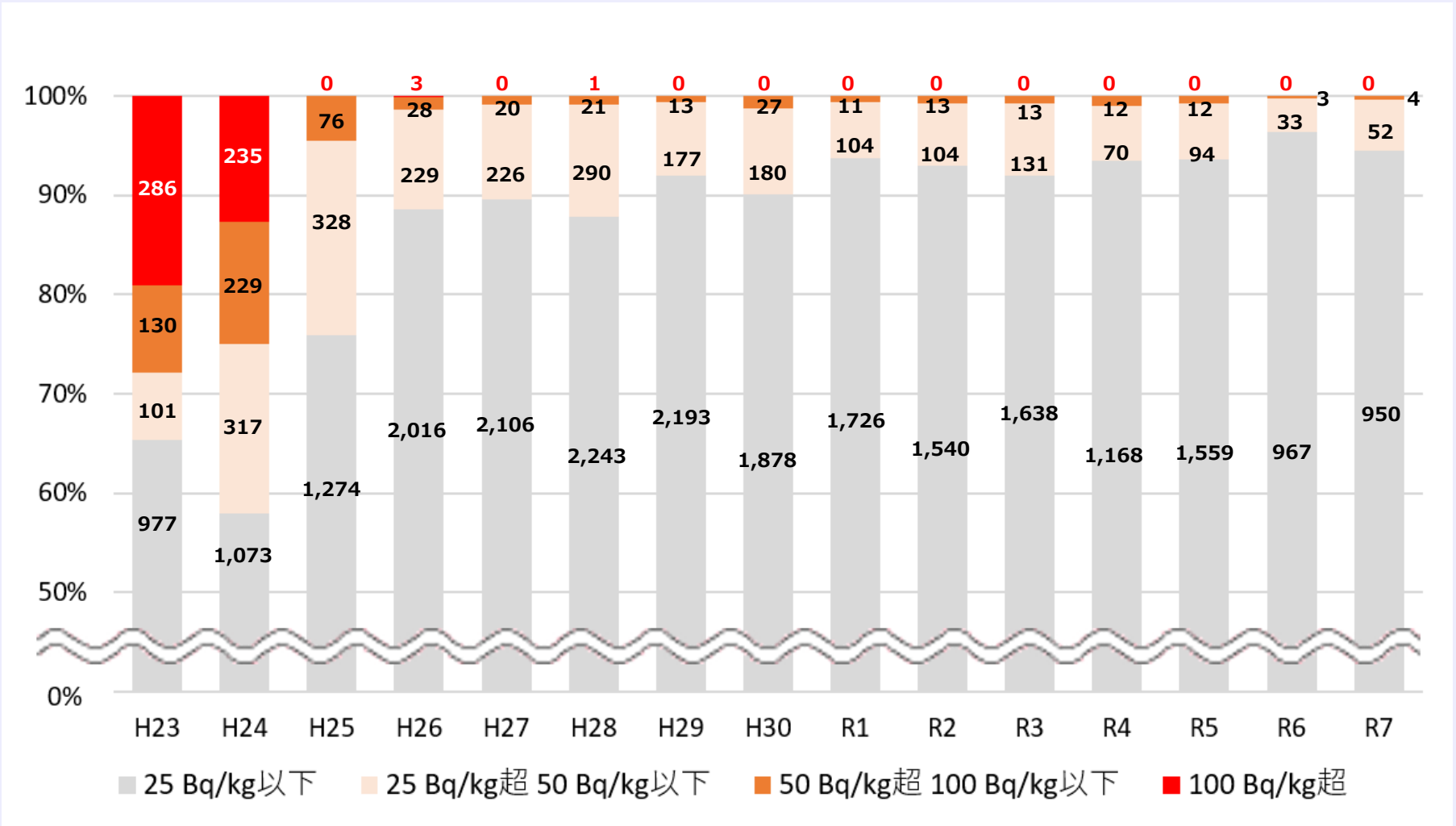
注4：現在は廃棄されているほ場のワラビであり、今後も出荷されることはない

注5：収穫・調製作業において使用した器具から土ぼこり等が玄そばを交差汚染したもの。県は交差汚染防止対策の徹底等を促進。

注6：農家で隔離されていた古い稲わら（平成23年4月に収集したもの）が誤って給与されていたことによるもの。現在は、古い稲わらが給与されないよう、改めて隔離措置を徹底。

■ 検査の結果（3）

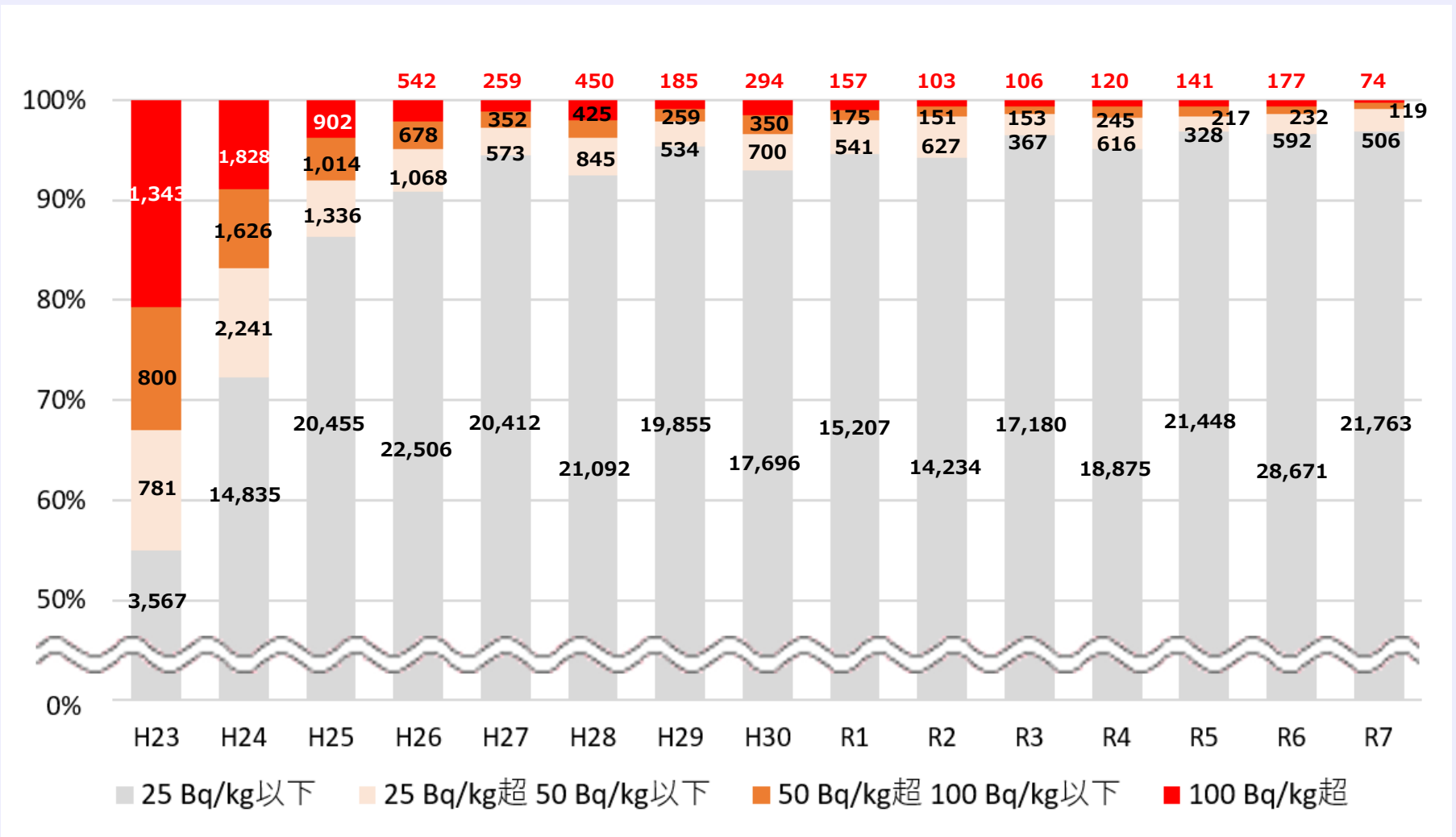
□ 濃度別点数^注の推移（原木きのご類）



注：検出限界値未満のものは25 Bq/kg以下として集計

■ 検査の結果（４）

□ 濃度別点数注の推移（栽培/飼養管理が困難な品目群）



注：検出限界値未満のものは25 Bq/kg以下として集計

● 厚生労働省ホームページ「食品中の放射性物質への対応」

(日本語) https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

(英語) https://www.mhlw.go.jp/stf/english/2011eq_food_0001.html

東日本大震災関連情報

食品中の放射性物質

English

食品の安全・安心を確保するため、放射性物質について基準値を設定し、安全な食品が流通するよう、検査を続けています。



PDF 「食べものと放射性物質のはなし」 その1 (印刷用) 「PDF形式: 1.329KB」



PDF 「食べものと放射性物質のはなし」 その2 (印刷用) 「PDF形式: 840KB」



PDF 「食べものと放射性物質のはなし」 その3 (印刷用) 「PDF形式: 743KB」

「食べもの」と「放射性物質」に関する情報を、消費者庁、食品安全委員会、農林水産省とともに、お知らせしています。

みなさまの疑問にお答えします

よくある質問

▶ Q1 基準値を満たす食品は、本当に誰が食べても安全

詳しいQ&Aや放射性物質の基礎知識はこちら

東日本大震災関連情報

関連リンク

News ▶ 新着情報配信サービス

▶ 緊急情報配信サービス

▶ 厚生労働省のtwitter

▶ twitterガイドライン

携帯ホームページ

▶ 携帯版ホームページでは、緊急情報や厚生労働省のご案内などを掲載しています。

関連動画

